

◆公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の概要

【説明】  
(概要)

- 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号。以下「改正法」という。）における改正事項は以下のとおり。

＜改正事項＞

- (1) 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直し
- (2) 選挙人名簿の登録制度の見直し
- (3) 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化
- (4) 期日前（不在者）投票事由の見直し
- (5) 在外選挙人名簿の登録制度の見直し(出国時申請制度の創設)

※市町村の選挙人名簿に登録されている者等が当該市町村から直接国外に転出する場合には、当該市町村の選挙管理委員会に対して、在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)の申請をできることとし、当該市町村の選挙管理委員会は、その者の国外における住所に関する意見を外務大臣に求めた上で、在外選挙人名簿への登録の移転を行うこととする。

- (6) 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の延長
- このうち、(5) については、改正法附則第 1 条第 2 号において、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日としており、今回、当該政令で定める日を定めるもの。